（個人番号の指定及び通知等に関する経過措置）

第二条　第二条第一項の規定は法附則第三条第一項から第三項までの規定による個人番号の指定について、第二条第二項の規定は法附則第三条第一項から第三項までの規定による個人番号の通知について、それぞれ準用する。この場合において、第二条第一項中「法第八条第二項」とあるのは、「法附則第三条第四項において準用する法第八条第二項」と読み替えるものとする。

2　第七条の規定は法附則第三条第四項において準用する法第八条第一項の規定による市町村長からの住民票コードの通知及び個人番号とすべき番号の生成の求めについて、第八条及び第九条の規定は法附則第三条第四項において準用する法第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成及び通知について、それぞれ準用する。

（個人番号カードの交付申請書の提出に関する経過措置）

第三条　交付申請者は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、第十三条第一項の規定の例により、住所地市町村長に対し、交付申請書の提出を行うことができる。この場合において、交付申請者が同日において現に当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者であるときは、当該交付申請書の提出は、同日において同項の規定によりされたものとみなす。

（法人番号の指定に関する経過措置）

第四条　この政令の施行の日前に、国の機関、地方公共団体及び設立登記法人以外の法人又は人格のない社団等であって第三十七条各号に掲げる者について、当該各号に定める事実があった場合において、その者が当該各号に規定する規定により届出書を提出したときは、当分の間、その者を当該各号に規定する規定により届出書を提出することとされている者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「確認された後」とあるのは、「確認された場合には、この政令の施行の日以後」とする。

別表（第二十六条、第三十四条関係）

一　恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）第四条の特赦、同法第六条の減刑（同条に規定する特定の者に対するものに限る。）、同法第八条の刑の執行の免除又は同法第九条の復権（同条に規定する特定の者に対するものに限る。）が行われるとき。

二　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項の規定による処分又は同法第百一条第一項に規定する犯則事件の調査が行われるとき。

三　地方自治法第百条第一項の規定による調査が行われるとき。

四　金融商品取引法の規定による報告若しくは資料の提出の求め若しくは検査（同法第六章の二の規定による課徴金に係る事件についてのものに限る。）、同法第百七十七条の規定による処分、同章第二節の規定による審判手続、同法第百八十七条（投資信託及び投資法人に関する法律第二十六条第七項（同法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十条第三項、第二百十九条第三項及び第二百二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分（金融商品取引法第百八十七条第一項の規定による処分にあっては、同法第百九十二条の規定による申立てについてのものに限る。）又は同法第二百十条第一項（犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十条において準用する場合を含む。）に規定する犯則事件の調査が行われるとき。

五　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十三条第一項（同法第三十四条の二十一の二第七項において準用する場合を含む。）の規定による処分（同法第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項の規定による課徴金に係る事件についてのものに限る。）又は同法第五章の五の規定による審判手続が行われるとき。

六　検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）第二条第一項第一号に規定する審査が行われるとき。

七　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の二第一項又は第三項の規定による調査が行われるとき。

八　租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請が行われるとき。

九　破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第十一条の規定による処分の請求、同法第二十二条第一項の規定による審査、同法第二十七条の規定による調査又は同法第二十八条第一項（無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）第三十条において準用する場合を含む。）の規定による書類及び証拠物の閲覧の求めが行われるとき。

十　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第八条の二の規定による情報の提供が行われるとき。

十一　国際捜査共助等に関する法律（昭和五十五年法律第六十九号）第一条第一号に規定する共助（同条第四号に規定する受刑者証人移送を除く。）又は同法第十八条第一項の協力が行われるとき。

十二　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十三条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は立入検査が行われるとき。

十三　国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第二十一条の規定による共助が行われるとき。

十四　行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十八条の規定による諮問が行われるとき。

十五　不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第九条第一項の規定による申出が行われるとき。

十六　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第五十九条第一項又は第二項の規定による共助が行われるとき。

十七　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第七条第一項、第十四条第一項若しくは第二十九条の規定による調査、同法第七条第二項若しくは第十四条第二項の規定による立入検査又は同法第十二条第一項の規定による処分の請求が行われるとき。

十八　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第十八条第二項の規定による諮問が行われるとき。

十九　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第三十二条の規定による報告の徴収が行われるとき。

二十　行政機関個人情報保護法第四十二条の規定による諮問、行政機関個人情報保護法第四十九条第一項の規定による報告の求め又は行政機関個人情報保護法第五十条の規定による資料の提出及び説明の求めが行われるとき。

二十一　独立行政法人等個人情報保護法第四十二条第二項の規定による諮問又は独立行政法人等個人情報保護法第四十八条第一項の規定による報告の求めが行われるとき。

二十二　犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）第六条第一項に規定する犯罪被害財産支給手続又は同法第三十七条第一項に規定する外国譲与財産支給手続が行われるとき。

二十三　犯罪による収益の移転防止に関する法律第八条第一項の規定による届出、同条第三項若しくは第四項の規定による通知、同法第十二条第一項若しくは第十三条第一項の規定による提供、同法第十二条第二項の規定による閲覧、謄写若しくは写しの送付の求め、同法第十四条若しくは第十八条第二項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は同法第十五条第一項若しくは第二十四　国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）第二条第四号に規定する証拠の提供、同条第十号に規定する執行協力又は同法第五十二条第一項に規定する管轄刑事事件の捜査に関する措置が行われるとき。